平成２５年（フ）第１９５０号
大阪府池田市大和町５番10号
債務者　池田　俊夫
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　将規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９９号
埼玉県鶴ヶ島市共栄町10番地30
債務者　大上　光雄
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２号
岐阜県可児市大森1363番地２　フォレスト・パーク３Ｂ、前住所岐阜県可児市みずきケ丘３丁目106番地
債務者　横井　成年
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１２号
宮城県気仙沼市四反田102番地10
債務者　日野　久美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月14日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６５号
宮城県黒川郡大衡村字**杁**木145番地
債務者　亀山　亜紀
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５号
山形市松波５丁目６番23号
債務者　藤木　純子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
岐阜県大垣市大井２丁目38番地２　ラポールおおいＢ105
債務者　後藤　　真
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
岐阜県大垣市大井２丁目38番地２　ラポールおおいＢ105
債務者　後藤　和美
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
岐阜県安八郡安八町北今ヶ渕685番地の１　丹羽ハイツ２－Ａ号
債務者　桐山　光弘
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
岐阜県安八郡輪之内町南波字村西18－１　勅使川原産業羽島営業所、住民票上の住所青森県青森市筒井４丁目２番６号　クレストールシャルム101号
債務者　大島　秀樹
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
沖縄県那覇市辻２丁目５番15号　フラッツ那覇207
債務者　仲松　高輝
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３４号
三重県伊勢市小俣町湯田964番地１　ハイブリッジ湯田401
債務者　山本喜久男
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
千葉県成田市中台４丁目３番地　５棟403号
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６６号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目５番地12　メゾンブランシュＣ号
債務者　新崎　千春
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６８号
千葉県富里市七栄662番地20
債務者　仲田スティーブこと　ＢＲＩＣＥＮＯ　ＮＡＫＡＤＡ　ＳＴＥＶＥ
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７２号
千葉県印西市原山３丁目５番地１棟305号
債務者　福田　伸子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７４号
千葉県印西市木刈４丁目９番地７
債務者　古田土裕子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部